

22多企財第237号
平成22年10月21日

各部（局・室）長 殿

市長 阿部裕行

平成23年度予算編成方針（通達）

〔地域主権改革への取り組み〕

本年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだね、基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付けた。地域主権改革は、単なる制度の改革ではなく、地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという「責任の改革」である。本市においても、「地域主権」をめざした様々な改革への取り組みを進め、自主性・自立性を高めていかなければならない。

〔経済及び国・東京都の状況〕

日本経済は、アジアを中心とした外需や緊急経済対策をはじめとする政策の下支え効果等により、持ち直してきたものの、依然として厳しい状況にある。

そうした中、国においては、昨年来続いているデフレからの脱却が喫緊の課題であることから、円高や景気の下振れに機動的に対応するため、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」を9月10日に閣議決定した。

東京都においては、急激な景気悪化や法人事業税の暫定措置による影響などにより、都税収入が、平成21年度決算で前年度実績を1兆円下回るなど、極めて厳しい環境に直面しており、平成23年度の都税収入についても、大きな好転を期待することはできない状況にあると予測している。

社会経済状況と本市を取り巻く国・都の状況は以上のとおりであるが、さらに、国による国庫補助金の一括交付金化や法人税率の引き下げ論議、都による区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図るという視点に立った、補助金の整理合理化等、市財政に影響を与えかねない先行き不透明な要素も存在している。

市民に最も身近な地方自治体として、将来を展望し、市財政への影響や持続可能な市民サービスの観点から、国及び都の動向等に留意し、本市の主張をしっかりと発信していくことが重要である。

〔本市の財政状況〕

歳入においては、本市の人口構成の特性や現下の経済情勢から、個人市民税の増加は期待しにくい状況であり、景気の動向に左右される法人市民税も先行き不透明な状況である。また、地方譲与税や各種交付金は、消費の冷え込みや税制改正の動きもあり、極めて不透明であるものの、総じて減収の方向である。

歳出においては、いわゆる赤字債の発行抑制や繰上償還の努力により公債費は減少するものの、重点施策である保育所待機児対策をはじめ、生活保護費、障がい者自立支援関連などのセーフティネットに係る経費が今後も増加の見込みである。また、公共施設等の維持保全にも多額の経費を要することが見込まれている。

さらに、財政調整基金が減少し、年度間の財源調整という本来の機能が果たせなくなりつつある現状を踏まえ、恒常的な基金繰入れ体質から脱却し、将来への備えとして積み立てることへの道すじを立てなければならない。

減少する歳入と増加する歳出という傾向が続き、従来の財源対策だけでは間に合わず、地方交付税の不交付団体であるにもかかわらず、既に平成 22 年度予算が赤字債を活用した予算編成となるなど、行財政運営の困難性は非常に高くなっている。このため、資産の有効活用など、歳入の更なる確保とあわせ、全ての経費を大胆に見直し、限られた財源の効果的な重点配分という歳入歳出両面における取組みを更に進めていくことが急務である。

〔予算編成の基本的な考え方〕

平成 23 年度は、第五次総合計画基本構想のスタートの年度であり、現在、基本構想及び基本計画を策定しているところであるが、これまで取り組んできた行財政改革の道筋を踏まえ、本年第 2 回市議会定例会の所信表明において政治姿勢として述べた事項と、以下のことを基本的な考え方として予算編成に取り組むこととする。

第一に、行政が担うべき基本的な業務やセーフティネットは、国と地方自治体の役割を踏まえ、しっかりと維持しながらも、変化の激しい社会状況の中で、限られた資源で最大の効果を生み出し、行政サービスの質の向上をさらに推進するものとする。

第二に、平成 23 年度予算は、22 年度と同等のサービス水準を維持した場合、市税等の減少、経常経費の自然増、大きな財源を伴う施設整備等の増加等により、22 年度予算編成時以上の財源不足が生じ、非常に厳しい財政状況にある。強い危機感を全職員で共有し、改めて事業評価のもと、全ての経費の見直しを行うこと。

第三に、将来世代にも責任をもった、持続可能な行財政運営の構築を目指し、数年先を見据えた事務事業の見直しに取り組むこと。

〔留意事項〕

- 1 予算編成にあたっては、最少の経費で最良のサービスを提供すること。
- 2 厳しい財政状況を踏まえ、事務事業や行政が提供するサービス水準の見直しに取り組むとともに、施設の新設・更新にあたっては、機能の充実を主眼に置き、付帯設備の精査に努めること。
- 3 市民主権による新しい地域社会の構築に資する事業の具体化に取り組むこと。
- 4 監査委員の指摘事項、本年第3回市議会定例会の決算特別委員会及び行政評価市民委員会での指摘や評価結果を踏まえて、予算編成すること。
- 5 市民との情報の共有化を図り、事業目的を踏まえ様々な分野で、協働を一層推進すること。
- 6 各種未納金等の対策を確実に進めるとともに、新たな歳入の確保にも努めること。
- 7 国庫補助負担金の一括交付金化を始めとした、国や都の動向に十分留意し適切に対応すること。
- 8 「戦略プランの進行管理・行政評価・予算との連動の取り組み」において確認された業務の削減・見直し事項については、部長のマネジメントのもと確実な推進に努めること。
- 9 予算をかけずに効果をあげる事業についても創意工夫を凝らして展開すること。特に平成23年度は市制施行40周年にあたる。厳しい財政状況から政策的経費等として特別な予算枠を確保することは困難であるが、近隣市や市民団体等との共同イベントの開催や、既存イベントに冠をつけるなど、全庁的に知恵や工夫を発揮し、市民とともに魅力あるまちづくりに向け、積極的に取り組むこと。
- 10 効率的・効果的な事務事業の遂行により、適正な人員配置に基づく総人件費の抑制に努めるとともに、超過勤務の縮減と職員の健康管理の強化を図ること。
- 11 市民生活に影響する税制や諸制度の改正の動向に注視し、遺漏のないように対応するとともに、市民の理解を得られるよう周知の工夫を図ること。
- 12 上記のほか、平成22年8月31日付、企画政策部長通知文書「平成23年度予算要求書の提出について」により進めること。